令和８年９月11日

魚沼市議会議長　志 田　　貢　様

産業建設委員会
委員長　浅井　宏昭

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

１　調査事件名　（１）市有スキー場運営事業者による新法人設立に向けた進捗について
（２）観光振興アクションプラン（仮称）の策定について
（３）閉会中の所管事務等の調査について
（４）その他

２　調査の経過　９月11日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
市有スキー場運営事業者による新法人設立に向けた進捗について及び観光振興アクションプラン（仮称）の策定について、執行部から説明を受け、質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、魚沼市プレミアム付商品券事業について及び奥只見八崎駐車場転倒事故について、執行部から説明を受け、質疑を行った。また、新年度予算に対する予算措置の希望について委員長から連絡があった。

産業建設委員会会議録

1　審査事件

（１）請願第３号　　国が主食の価格と需給に責任をもち、国民への安定供給を支えるに十分な備蓄水準への早期回復と米価下落阻止を求める意見書提出に関する請願書

（２）議案第88号　　市道路線の変更について

2　調査事件

（３）市有スキー場運営事業者による新法人設立に向けた進捗について（観光課）

（４）観光振興アクションプラン（仮称）の策定について（観光課）

（５）閉会中の所管事務等の調査について

（６）その他

(1) 魚沼市プレミアム付商品券事業について（商工課）

(2) 奥只見八崎駐車場転倒事故について（観光課）

(3) その他

3　日　　時　　令和８年９月11日　午前10時

4　場　　所　　本庁舎３階　委員会室

5　出席委員　　関　武雄、浅井宏昭、遠藤徳一、関矢孝夫、本田　篤、志田　貢

6　欠席委員　　なし

7　参 考 人　　農民運動新潟県連合会　事務局長　鈴木　亮

8　紹介議員　　大平恭児

9　説 明 員　　内田市長、吉田産業経済部長、鈴木産業経済部副部長（観光課長）、星野農政課長、佐藤建設課長、小幡商工課長

10　書　　記　　坂大議会事務局長、椛澤議会事務局次長

11　経　　過

開　　会（10：00）

浅井委員長　　定足数に達していますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。本委員会に付託されました議案について審議願います。

（１）請願第３号　　国が主食の価格と需給に責任をもち、国民への安定供給を支えるに十分な備蓄水準への早期回復と米価下落阻止を求める意見書提出に関する請願書

浅井委員長　　日程第１、請願第３号　国が主食の価格と需給に責任をもち、国民への安定供給を支えるに十分な備蓄水準への早期回復と米価下落阻止を求める意見書提出に関する請願書を議題とします。

請願者から、魚沼市議会委員会における請願者又は陳情者の趣旨説明に関する要綱第３条及び第４条の規定により、事前に趣旨説明申出書が提出されていますので当委員会として趣旨説明を認めることとしてよろしいかお諮りします。本請願を審議するに当たり、請願者から意見を聞くことについて御異議ありませんか。(異議なし)異議がありませんので、請願者の趣旨説明を認めます。

請願者であります農民運動新潟県連合会事務局長、鈴木亮様は、指定の席にお着きください。

念のため申し上げますが、請願者は委員長の許可を得て発言し、委員は請願者に対し請願等の内容及び趣旨説明に関する質疑をすることができますが、請願者は委員に対して質疑をすることができないことになっていますので御了承願います。また、発言の内容は簡潔にするものとし、請願の趣旨説明であるため、この請願の範囲を超えることはできませんので御了承願います。

それでは、請願者であります農民運動新潟県連合会事務局長、鈴木亮様に趣旨説明を求めます。

鈴木参考人　　皆さん、おはようございます。農民運動新潟県連合会の事務局をしております鈴木と申します。今日はよろしくお願いいたします。お手元に請願の内容はお配りさせてもらっていると思いますけれども、そこに沿った趣旨を説明させていただきます。

まず、2023年産米のときと24年産米の不足から始まりまして、昨年の25年産米の集荷競争が激しくなり、価格高騰が引き起こされました。そして、政府は59万トンの政府備蓄米を放出しましたが、民間業者の独自買い付けによる輸入米が20万トンにまで急増し、20万トン枠の25年産の備蓄米の買入れも中止したこと、さらに飼料用米・加工用米のうち30万トンもの主食用への転換、そして作況指数102ということで生産増などの要因から25年産米の市場は供給過剰となり、高騰していた価格も現在は大暴落となりました。これは市場任せの米政策や需要に応じた生産の失敗によるものであり、今年の26年産米の収穫を前に米農家は困惑し、25年産米在庫が過大となっている米卸や米穀事業者も困難な経営を続けています。政府備蓄米の在庫は、25年産の買戻し、21万トンを示されましたが、26年産の買入れ21万トンと合わせても合計59万トンで100万トン水準まで届かず、万が一不測の事態となれば国民の消費量１か月分と少し程度しかありません。また、政府は食糧法の改正でミニマムアクセス米を備蓄米として使用できることを公言しています。

このようなもとで、政府は26年産米の価格下落を避けるために、生産者に主食用米からの転換を進めているだけです。今、日本の米生産を持続可能なものにするためにも、26年産米の価格暴落を阻止することが必要です。この状態を放置することになれば、規模の大

小を問わず、全国での離農が加速しかねません。よって、４項目の請願事項について、文言や内容の修正も差し支えありませんので、意見書を国へ提出していただけるよう議員の皆様にお願いいたしまして、私からの趣旨説明とさせていただきます。

浅井委員長　　これから、請願者の鈴木事務局長様に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

本田委員　　請願者の鈴木様は、今日は遠方よりお越しいただきましてありがとうございます。私から１点ほどお伺いさせていただきます。ミニマムアクセス米の記載がありますので、これについてお伺いしたいのですけれども、政府はミニマムアクセス米についての文言のくだりでございますが、当然のように備蓄米と使用することを公言しておりますということであります。これの根拠となるものはどういうものか、まずそれについてお伺いするものであります。

鈴木参考人　　今年の国会で食糧法の改正というものがありました。これまでは、ミニマムアクセス米は77万トンという枠で、これは毎年輸入しているのですけれども、それを不測の事態には今まで外米を活用するということはなかったのですが、法律の中身に輸入米も活用できるということになって、資料はありませんけれども、そういう内容になっているということになります。

本田委員　　お答えいただきました。答弁というのは、昨年度の危機的な状況を受けての国の判断かなと私は解釈しておりました。

　また、別件でもう一つお伺いしたいのですけど、今ミニマムアクセス米をやめることによって米価を引き下げることができるという論法でありますが、ミニマムアクセス米はどのような用途で使われているかというのは承知しておりますでしょうか。

鈴木参考人　　77万トンのうち、ほぼ主食用以外の用途として加工用だとか飼料用とか販売されています。そのうちの12万トンぐらいは主食用に回っていると。店頭で見ることはありませんが、ほぼ外食用だとか、去年は不測の事態があったので店頭に並ぶこともありました。そういう用途で使われていると思います。

本田委員　　おっしゃるとおりで、主食として回るのは全体の１割程度ということであります。残りを何に使っているかというと、加工食品だとか飼料用であることは承知しておりますけれども、ミニマムアクセス米については国際公約の中で政府が買い取って、安い値段で放出している、それも承知かと思っております。これをやめて備蓄米にという論法だと思うのですけれども、やめることによっての他産業への影響というのはいかがでしょうか。今回は米価を高く取ろうという話でありますけれども、他産業への影響というところの配慮をした上での請願なのかどうかというところであります。

鈴木参考人　　ミニマムアクセス米をやめることについての他産業への影響ですが、確かに加工用・飼料用としては安くということでやられていると思うのですけれども、国産でもそれは可能でありますが、ただし国産の場合は補助金がなければできないのですけれども、私たちとしては国産米を増産して主食以外にもいろいろな用途に使えるような政策を打ち出してもらいたいという思いがあります。

関矢委員　　２、３点聞かせていただきます。請願事項に31万トンの買戻し、また29万トンの買入れを早急にということで、これは備蓄米の買戻しのことだと思います。９月１日に、農水省は2025年度米を21万トン買い戻すという方針を明らかにしましたけれども、この

ことについて請願者はどのようにお考えでしょうか。

鈴木参考人　　この請願を提出させていただいた時点では、25年産21万トンの買戻しというのはまだ決まっていなかったものですから、この辺は修正していただかないと意見書としては不正確かなと思います。そこは修正をお願いしたいと思います。

関矢委員　　請願事項の第４ですけれども、民間流通在庫が近年にない高水準となっており、集荷・流通業者への支援を実施する、となっています。この集荷業者というとほぼＪＡかと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

鈴木参考人　　確かに集荷業者となっていますが、農協さんもそうですけれども、民間事業者もかなりの在庫を抱えておりまして、実際に25年産を販売していかないと倉庫が空かないという状態が県内でもあります。実際に、それが影響して仮渡し金も農協よりも民間事業者のほうが安く支払うという状況は今あると思います。

関矢委員　　2025年産の仮渡し金、集荷業者が、価格はそこでほぼ決まってくるのですけれども、高騰しましたが、これはなぜこれだけ高騰したと思いますか。

鈴木参考人　　実際には、先ほども少し話をさせてもらいましたが、やはり政府の需給見通しと実際の作況指数というのは不正確だったというのは政府自身も認めたわけですけれども、それによって米不足が引き起こされて、結局集荷競争が激しくなったという動きで、民間事業者の米の奪い合いといいますか、それで価格が高騰したということだと思います。

関矢委員　　集荷業者、流通業者、民間と言えば民間ですけど、当然利益を求めるためにやっているわけですが、そこで生産者米価、買い価格が高騰し、それが今だぶついて売れなくなっている。そこまで国が支援をする必要があるのかどうか、そこを私はちょっと疑問に思うのですが、いかがでしょうか。

鈴木参考人　　今の国の支援の関係ですと、政府が需給を見通してコントロールする必要があると私たちは思っています。でなければ、今回食糧法の改正で生産者自らが需要に応じた生産をしなさいという内容になっているのですけど、実際には農家自身がその需給見通しを判断するということは非常に困難だと思っていますので、国による支援といいますか、必要かと思います。

浅井委員長　　ほかに質疑はありませんか。（なし）なければ、これで請願者に対する質疑を終結します。鈴木事務局長様は、傍聴席にお戻りください。

委員会を代表してお礼を申し上げます。丁寧な説明をいただき心から感謝いたします。本委員会としまして、御意見を今後の委員会調査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。以上で、請願者の趣旨説明を終わります。

紹介議員から補足説明はありませんか。（なし）

続いて、本件に関しまして、執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許します。質疑はありませんか。（なし）ないようですので、これで質疑を終結します。

本件につきまして、討論を省略し採決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

浅井委員長　　異議がありますので、これから討論を行います。まず、採択することに反対の発言を許します。関委員。

関委員　　請願第３号に対しまして、反対意見を述べさせていただきたいと思います。この表題の件につきましては、直近の重要な課題と私は認識しております。表題の件につきましては、国民の食料の安全保障の観点から国は管理・監督する責務を負っております。特に、国民の主食であります米の動向には注視し、対策を講じるように要請することについて反対するものではございません。むしろ、賛同したいと思っております。しかしながら、請願の趣旨及び請願事項につきましては、賛同できません。と言いますのも、請願趣旨については、それぞれ述べられていますけれども、内容についてもう少し精査する必要があるのかなと思っております。特に、直近の米価が高騰し市場価格が安定しなかった要因については、検証できておりません。記載された事項が全ての要因と決めつけがたく、精査する必要があります。

また、米政策の転換につきましては、生産者が自らの責任において、需要に応じて生産する選択肢を与えられました。国は数量の配分から米を取り巻く環境について、現況の調査資料を提示する、指示から脱却ではあるが、自国の食糧安全保障の観点から国は米の生産・流通を把握して管理・監督する責務が継続されております。

また、今回放出された 59 万トンの備蓄米の処理方法については、既に農水省から方向性が示されております。そのことから、今回の文言について、責任政党である私は受入れできません。

また、請願事項について、４点ほどございます。１点目と３点目につきましては賛同しますけれども、内容についてはもう少し精査する必要があるかなと思っております。２点目につきましては、既にＷＴＯ協定に基づきまして、年間 77 万トンの最低輸入量が課せられております。またＴＰＰイレブン、また民間輸入枠として国境措置を行っているところでございます。細かな内容につきましては、もう少し調査をする必要があると思っております。

４点目につきましては、本当にそうなのかという調査が必要と思っております。これについてはコメントを控えさせていただきます。

以上のことから、魚沼市議会として国に提出することについては反対いたします。以上です。

浅井委員長　　次に、採択することに賛成の発言を許します。（なし）なければ、これで討論を終結します。

これから、請願第３号　国が主食の価格と需給に責任をもち、国民への安定供給を支えるに十分な備蓄水準への早期回復と米価下落阻止を求める意見書提出に関する請願書を採決します。異議がありますので、挙手によって採決します。本件は、採択することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

浅井委員長　　挙手なしであります。よって、議案第３号は、不採択とすべきものと決定されました。

（２）議案第 88 号　　市道路線の変更について

浅井委員長　　次に、日程第２、議案第88号　市道路線の変更についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　　ございません。

浅井委員長　　なければ、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

本田委員　　本会議での森島議員の質疑に関連して、⑤番の中島砂田線についてお伺いするものであります。終点の位置についての変更ということで、本会議でも質問がありましたけれども、お伺いしたいのは終点がどうなっているのか。ここはまた施設の入り口とか、そういったことなのか。イメージだけお伺いさせていただきたいと思っています。

吉田産業経済部長　　新しくできる新ごみ処理施設に向けての道路という形ではないですが、これからできる新さわやかセンターがどういう箇所に設置するかというところもありますけれども、現時点ではさわやかセンター、今ある施設のすぐ近くに墓地がございますので、そこの墓地に行くための道路ということで、住民の方の利用する道路としてはそのまま引き続きという形になりますが、先ほど言った新さわやかセンターの位置がどうなるかにもよりますが、そこに通じる通路というのは今改良工事をやっているどちらかというと中島側道２号線からの進入路になるかと考えています。

本田委員　　もう１点、小さい話なのですが、新しくなる道路がさわやかセンターの真ん前でかくっと曲がっているのですけれども、ここは何かしらそうする意図が、何か理由があったのかどうか。

吉田産業経済部長　　今回、この中島側道２号線を改良するに当たりまして、先ほどの中島砂田線の終点部につなげるというところで、それで道路法線を設計する中でこのような関係になっているということです。

本田委員　　中島砂田線について、さわやかセンターとエコプラントの辺りの新しく設置する道路について。ここで旧の青い線に比べて、ここでかくんと曲がっているので、これについて何かしら理由があるのかどうかという、それだけの理由です。

吉田産業経済部長　　新旧で言いますと、旧と新の路線位置を分かりやすくするために、ちょっとずれて表記はしておりますが、基本的にこの旧路線と新路線は重なっている路線、法線ということで御理解いただきたいと思います。非常に紛らわしい表記になって申し訳ありません。

関矢委員　　今朝ほど修正がありましたけど、今道路改良をしている中島側道２号線、これも幅員の幅が7.5から7.5メートルということです。道路改良をするとこの辺りはずうっと通っているのだと思います。道路台帳にも、幅員はWイコール7.5から7.5と書くのですか。

吉田産業経済部長　　台帳については、この路線がありますけれども、それぞれのポイントごとに幅員が表記されるという形になりますので、例えば起点が7.5、道中のところも7.5というような表記で、最終的にその幅員が確定した段階で一応道路台帳上はそのような表記になります。台帳では、今あるような資料の中で何メートルから何メートルというような整理ではなく、あくまでも路線の中でそのような表記をするという形になっております。

浅井委員長　　ほかに質疑はありませんか。（なし）ないようですので、これで質疑を終結し

ます。

本案について、討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。

これから議案第88号　市道路線の変更についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第88号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（３）市有スキー場運営事業者による新法人設立に向けた進捗について（観光課）

浅井委員長　　日程第３、市有スキー場運営事業者による新法人設立に向けた進捗についてを議題とします。執行部に説明を求めます。

鈴木産業経済部副部長　　それでは、私から市有スキー場運営事業者による新法人設立に向けた現時点での進捗状況につきまして、報告をさせていただきます。（資料「市有スキー場運営事業者による新法人設立に向けた進捗について」により説明）

今後新法人ができて、具体的な資金も含めた金額、資金計画、そういったものも誠意詰めていると伺っておりますので、市としてもそういった内容を見ながら、必要な支援についても今後検討してまいりたいと考えているところであります。現時点での進捗報告ということで、以上とさせていただきます。

浅井委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

本田委員　　言葉尻的なところを掴んで申し訳ないのですけど、今副部長から今後の支援について検討したいというような、この会をもって設立された後の様子を見ながらということでありましたけれども、市としてのスキー場の関与の基本的な構え方というのは、それは継承していく、あるいはこの団体も承知しているということでよろしいのですよね。現時点での市とスキー場との関わり方についての考え方は、支援については検討するという話がありましたけれども、今ある市の考え方はこの団体にも引き続いて継承していくということでよろしいですね。確認だけです。

鈴木産業経済部副部長　　例えば、スキー場の関係でありますと、指定管理を令和９年度で終了して、市としては条例から廃止をするのであるとか、当然ソフト面の支援であったり、やはりこれからハードの部分は今検討の内容に入ってくると思っておりますが、この部分については先方と一定の理解をし合っていると思っています。

浅井委員長　　ほかに質疑はありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結します。

本件については、引き続き調査することで御異議ありませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

本田委員　　委員長、これについて休憩してもらいたいのですが。

浅井委員長　　それでは、一旦休憩します。

休　　憩（10：33）

（休憩中、懇談的に意見交換）

再　　開（10：34）

浅井委員長　　それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

（４）観光振興アクションプラン（仮称）の策定について（観光課）

浅井委員長　　日程第４、観光振興アクションプラン（仮称）の策定についてを議題とします。執行部に説明を求めます。

鈴木産業経済部副部長　　それでは、04 資料を御覧いただきたいと思います。

今まで魚沼市観光振興計画として令和４年度から、令和８年度までを終期として策定していたところでありますけれども、１年延長した経緯もあり、令和８年度をもって終期を迎えることから、後継計画の策定を現在進めています。観光振興に関連する計画につきましては、新潟県においても観光立県推進行動計画、また魚沼市も構成員であります雪国観光圏の中でも整備計画ということで、様々な観光の計画に本市も関わっているところでございます。上位計画の必要な部分は継承しながら、魚沼市としての観光に関する計画は必要であるということで策定を進めています。すべての県や雪国観光圏の計画においても、延べ宿泊数であったり、旅行消費額といったところが最終重要目標になっています。この辺につきましては、本市としても当然目指すべき最終目標数値として見据えて計画を策定していくところです。本市としてどういった計画、行動ができるのか、なるべく具体的な計画にしていきたいと整理しているところでございます。併せまして、昨今の自然災害、本市であると雪を踏まえた災害に向けても、来訪者への平時からの備えであったり、発生時の対応であったり、その後の、発生の状況にもよりますが風評被害への対策であったり、危機管理的な項目についても次期後継計画にうたい込んでいきたいと考えているところであります。計画につきましては、令和９年度から令和 12 年度までの４年間で考えているところでありますし、平成 29 年から当市のこういった計画のコンセプトとして掲げております「素のチカラ、魚沼」というコンセプトは、引き続き当市の強みという位置付けとして継承していきたいと考えているところであります。

資料「観光振興アクションプラン（仮称）の策定について」により説明）

浅井委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結します。

本件につきましては、引き続き調査することで御異議ありませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

（５）閉会中の所管事務等の調査について

浅井委員長　　日程第５、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定しました。

（６）その他

(1) 魚沼市プレミアム付商品券事業について（商工課）

浅井委員長　　日程第６、その他を議題とします。(1)魚沼市プレミアム付商品券事業についてを議題とします。執行部に説明を求めます。

鈴木産業経済部副部長　　それでは、本年７月 20 日までを利用期間として実施しておりました、魚沼市プレミアム付商品券事業が終了しましたことから、この販売、また換金の実績でありましたり、市民及び加盟店に対して行ったこの事業に関するアンケートの調査も結果がまとまりましたので、担当課長から報告をさせていただきたいと思います。

小幡商工課長　　それでは、商品券事業の概要、結果について報告をさせていただきます。

（資料「プレミアム付商品券事業について」「2026 プレミアム付商品券事業に関するアンケート調査報告書」により説明）

浅井委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員　　販売率が前回より大幅によくなっていますけれども、これは再販売をしたことから上がったとお考えでしょうか。

小幡商工課長　　結果、当初販売の率でいいますと、当初販売だけで約 90％でありました。再販売については約 10％弱販売率が上がっておりますので、上昇分は再販売の結果が大きかったと捉えています。

関矢委員　　今ほどの説明で当初販売も 90％というと、かなり前回よりも伸びていますけれども、この辺の違いはどのように受け止めていますか。

小幡商工課長　　今回につきましては郵便局での販売も行いましたので、その点も効果があったのかなと捉えています。

本田委員長　　プレミアム付商品券事業につきましては、今日は恐らく総括ということで最後だと思いますので、１点だけ。今後の考え方についてということでお伺いします。アンケート結果の総括ということで締めております、最後のページです。今後の地域経済活性化策も含めた施策のあり方について多角的な検討、と締めくくっておりますけれども、今回は現政権の一つの肝いり事業ということでありました。ポイントとしては、これが市でできるかどうか。一般財源でできるかどうか、自主財源でできるかどうかというところも含めて多角的な検討をしているのか。また、ほかにも何かいいアイデアがあるのかどうか。その辺、現時点でそれが頭の中にあるのかないかというところについてお伺いするものであります。

鈴木産業経済部副部長　　現時点ではございません。先般、商工会の皆さんと意見交換の場がありました。その際にお話をしていただいたのは、こういった事業はやはり少なからず効果は当然あるというところでありますので、何とか商店街の中で独自的に、プレミアム率は 100 でなくても、それが 10 でも５でも、何とか商店街でこういった取組をすることによって全体の底上げになり、もちろん市民の家庭の下支えに当然なっていく、そういった活動を期待するということでお話もさせていただいたところであります。検証はもちろん大事でありますが、現時点では考えていないということであります。

浅井委員長　　ほかに質疑はよろしいでしょうか。（なし）なければ、これで質疑を終結します。本件については、以上とします。

(2) 奥只見八崎駐車場転倒事故について（観光課）

浅井委員長　　(2)奥只見八崎駐車場転倒事故について議題とします。執行部に説明を求めます。

鈴木産業経済部副部長　　それでは、観光課が所管をしています、奥只見ダムの近くにあります八崎駐車場での転倒事故について報告をさせていただきたいと思います。(資料「奥只見八崎駐車場転倒事故について」により説明)

現在、先方は右足小指骨折の関係で仕事を休業されている、とお伺いしております。過失割合、補償範囲、補償の額等を含めて今後協議し、適宜委員会、もしくは補償額によっては議会へ提案するということでさせていただきたいと思っています。現時点での事故報告をさせていただきます。

浅井委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

遠藤委員　　駐車場の中の事故ということで、せっかく来訪していただいたのにけがをされたのは大変残念な話でありますし、何らかの対応が必要なのかなという感じはします。これまで、ほかの観光施設においてもこういった関係の事故であったり、それに関する補償だったりというのは、市内での事例とかはあるのですか。

鈴木産業経済部副部長　　私の知る範囲では、ない状態であります。正直、この側溝が横断している部分は、横断というのはそんなになく、駐車場の脇とかが基本ですが、いずれにしてもこういった欠けた場所というのはここだけではなく散見されるところでありますので、各指定管理者、また直営の施設については直接現地をいろいろ回ったりしたところであります。こういった事象で補償であるとかというのは、承知をしておらないところでございます。

遠藤委員　　こういった事故で、今対応について検討しているということでありますけれども、ほかの観光施設においても注意喚起ということであります。蓋をするとか、段差の見直しとか、そういった指示というものはされましたか。

鈴木産業経済部副部長　　指定管理施設については全て、いま一度こういう事象があったことも含めて周辺施設の点検をしてもらうように依頼済みです。直営施設については、担当課職員が現地を回っています。実際に、幾つかグレーチングが除雪機で曲がっているとかという報告もいただいております。そういったところは対応していくということで、現時点、第１段階での対応は周知を含めてさせてもらっています。

遠藤委員　　観光施設でもありますし、夏場でもあるということで、足元というのはサンダルとかハイヒールとか、そういったものなのでしょうか。けがをされるということは。

鈴木産業経済部副部長　　実際にけがをされたときにどういったものを履いていたのかは分かりませんが、先方からは、けがをしたときにドラッグストアに寄ったときの写真を添付でいただいております。そこで履いているものは、いわゆるかかとのないサンダルでありました。ただ、それはけがをして、ちょうど車内にあったサンダルを履いたのかは分かりません。そこの事実確認はできていません。

志田委員　　この写真を見ると、かなり劣化が進んでいるように思えます。今後もまた除雪等々をやるからには、また劣化が進むものと思います。そして、とりあえず穴を塞いだその設備も、例えば車が通ったときに何かのタイミングで跳ね上がって外れるとか、固定しているようには見受けられません。そういったことも考えると、これもまた万全な体制を

取るために新しく蓋を入れ替えるとか、そういうことは考えているのか、お聞かせ願います。

鈴木産業経済部副部長　　当然、今回の事象を含めて蓋は替える予定にはしておりますが、今回の事故もありましたので、今の結論が出る前に蓋を新しく敷せ替えるのは一旦待ちましょうということでキャップにしております。これは来年度になるかもしれませんけれども、蓋替えはしたいと思っています。

　このキャップにつきましては、外に広がる、ある程度は負荷が左右の蓋にかかって簡単に外れないようなキャップを購入して設置をしているところです。御指摘の懸念はゼロではありませんので、早めの改修はしていきたいと考えております。

関矢委員　　今の事故は保険会社と協議中で、補償は協議中ということですが、一番最後に駐車場内での注意という看板が立っている文章を見ますと、駐車場内における事故・盗難等については一切の責任を負いません、と書いてある。今後は負わないということでよろしいですか。

鈴木産業経済部副部長　　当然、市の施設に瑕疵があれば、この掲示物は何ら効果がないところでありますが、少なからずその盗難や市に起因しない事故とかというものは、市の施設内で起きたのだから市も何か補償してくれという部分に対しては当然対抗力はある、と弁護士の確認も踏まえて掲示をさせてもらったところであります。

本田委員　　担当課というよりは総論としてお伺いしたいので、答えづらいところがあろうかと思いますけれども、今後、世の中の訴訟社会と申しますか、こういったことに対する対策が全ての施設で必要になってくるのかなと思っております。例えば、歩道の段差でつまずいて転んだとか、魚沼市の道路はがたぼこで車がだんだん劣化していってドアの建てつけが悪くなったとか、そういったことも今時点では笑い事かもしれませんけれども、いずれそういうのは可能性としてあり得ると何となく分かると思うのです。そこの線引きというか、これは担当課が答える話ではないのですけれども、どこかできちんと考える時が必要なのかなと。これにいちいち対応していたら、行政の財政上にも成り立たない部分も出てくるのかなと思っています。そういったことは、答弁しづらいですけど意識してもらいたいという質疑であります。

鈴木産業経済部副部長　　おっしゃるとおり、訴訟時代というのは、最近の話ではなく前からというところでありますが、今回の事象を踏まえて、国家賠償法第２条の中に、道路、河川その他公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体はこれを賠償する責任に任ずるのだという定めがあります。そういう中で、また訴訟時代が来ると。

　もう１点、私もこうなって初めて分かったのですが、こういった示談交渉というのは今時点で入っている保険会社はしないとのことです。この辺が、弁護士法第 72 条の非弁行為に当たるというようなことで、自動車は保険会社同士でというのはよくあるのですけど、こういったものは今時点で市が入っている保険では示談交渉をしないという保険になっています。この辺は、統括する総務人事課とも示談の部分も含めた保険対応をしていかないと、特に 100・ゼロではない案件を当事者と担当課でやっていくというのは難しいところと、かつ、そこで決めた示談の範囲や金額は当然保険会社が納得しなければ駄目という、難しい交渉の立ち位置というところもあります。いろいろな危機に対しての考え方や

対応は、また総務人事課を含めていろいろ検討させてもらえればと考えております。

内田市長　　少し休憩を願います。

浅井委員長　　しばらくの間、休憩とさせていただきます。

休　　憩（11：08）

（休憩中、懇談的に意見交換）

再　　開（11：10）

浅井委員長　　休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに質疑はよろしいでしょうか。（なし）なければ、これで質疑を終結いたします。

本件につきましては、引き続き調査することで御異議ありませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

⑶ その他

浅井委員長　　次に、⑶その他に入ります。執行部から、協議、報告事項等はありませんか。（なし）ほかに、委員の皆様から御意見、協議事項等はありませんか。

関委員　　先般、７日でございますけれども、農業関係３団体の久しぶりの会合をさせていただきました。当委員の皆さんからも、忙しい中参集していただきまして大変ありがとうございました。

その中の話題として、今請願もありましたけれども、米価の問題、これを取り巻く環境についてはそれぞれ情報交換をしたと思っております。その中で、今回８月末に提示されましたＪＡの概算金、皆さん御承知のとおりかと思いますけれども、あくまでも概算金ということでございます。最終精算につきましては、大体２年後になろうかと思います。そんなところでございますけれども、買取り業者は別として、他の方々から農協の提示された概算金についての米価があたかも決定したかのような風潮があります。これについては皆様からも御理解を賜りたいと思います。

それと、国でコスト指標というものが令和７年、８年に、今回２回目ですけれども公表されております。それが基本となる指標かなと思っていますけれども、その指標の参考となるデータですが、令和５年度の市場価格が評価されております。当然、現在にあっては物価上昇が含まれるわけでございます。直近のデータというのはすぐ出ないわけでございますけれれども、今回ＪＡで、全体ではございませんが、一部のデータを取りまとめた結果、コストが非常に高いということが判明しました。概ね２万5,000円に近いような指標だそうでございます。この辺を、卸、集荷業者、また生産者の皆さんが、これからいろいろな面で理解していかなければならないところでございますけれども、まずは足元の数字をきちんと把握する必要があると思いますので、委員の皆さんからも御理解を賜りたいと思います。以上です。

浅井委員長　　ほかに委員の皆様からよろしいでしょうか。（なし）

・新年度予算に対する予算措置の希望について

浅井委員長　　それでは、最後に委員長から事務連絡を１つさせていただきます。新年度予算について、委員会として予算措置を希望したい案件等がありましたら、今月中に委員長までお申し出ください。いただいた御要望は、会派代表者会議、正副議長・委員長定例会議で協議させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ほかに協議事項等はありませんか。（なし）

ないようでしたら、本日の会議録の作成につきましては委員長に一任願います。本日の産業建設委員会は、これにて閉会いたします。

閉　　会（11：14）

産業建設委員会
委員長　浅井　宏昭